

大川広域行政組合特定事業主行動計画実施委員会設置要綱

〔平成16年12月6日〕
要綱第6号

改正 平成17年8月31日要綱第4号 平成22年3月25日要綱第4号

(設置)

第1条 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第19条第1項の規定による特定事業主行動計画（以下「行動計画」という。）に定める事項について調査、検討を行うとともに、効果的な次世代育成支援対策を推進するため、大川広域行政組合特定事業主行動計画実施委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 行動計画に定める事項について調査、検討し管理者並びに消防長に対して報告すること。
- (2) 行動計画の見直しに関すること。
- (3) 行動計画の推進に関すること。
- (4) その他行動計画に関すること。

(組織等)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長及び副委員長は、それぞれ委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、会務を取りまとめ、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員)

第4条 委員は、事務局次長、さざんか荘園長、大川広域志度クリーンセンター所長及び消防の機関の総務課長の職にある者をもって充てる。

(会議)

第5条 委員会の会議は委員長が招集し、その議長には委員長が当たる。ただし、最初の委員会は、事務局長が招集する。

- 2 委員会は、必要があると認めるときは、第4条に規定する委員以外の者に出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、事務局庶務係において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成16年12月6日から施行する。

附 則（平成17年8月31日要綱第4号）

- 1 この要綱は、平成17年9月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行日前に大川広域行政組合特定事業主行動計画策定検討連絡会設置要綱（以下「旧要綱」という。）の規定により定めた事項については、改正後の大川広域行政組合特定事業主行動計画実施委員会設置要綱の相当規定により定めた事項とみなす。
- 3 この要綱の施行に際して、旧要綱第3条の規定により事務局長が指名していた職員は、施行日をもって指名が解かれるものとする。

附 則（平成22年3月25日要綱第4号） 抄
（施行期日）

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。